

Ⅲ 利用料及び老人保健施設療養費の状況

1 金額階級別利用料

9月中に利用者が支払った利用料の総額は約126億6千万円で、うち入所者が約118億7千万円、通所者が約7億9千万円となっている。

一人1日当たり平均利用料（特別な療養室料を除く。）は入所者2,180円、通所者910円となっている。

特別な療養室を利用した者は26,084人で入所者の13.2%であり、一人1日当たり平均特別な療養室料は1,474円となっている。（表23、表24）

表23 一人1日当たり利用料の金額階級別にみた利用者数

平成10年9月

	利用者数 (人)		構成割合 (%)	
	入所者	通所者	入所者	通所者
総数	198 015	116 205	100.0	100.0
499円以下	833	4 432	0.4	3.8
500～ 999	2 255	71 724	1.1	61.7
1,000～1,499	6 588	32 284	3.3	27.8
1,500～1,999	67 219	6 063	33.9	5.2
2,000～2,499	64 128	1 099	32.4	0.9
2,500～2,999	28 971	214	14.6	0.2
3,000～3,499	11 950	83	6.0	0.1
3,500～3,999	5 496	34	2.8	0.0
4,000～4,499	2 787	15	1.4	0.0
4,500～4,999	1 559	19	0.8	0.0
5,000円以上	4 845	61	2.4	0.1
不詳	1 385	177	0.7	0.2
平均利用料 (円)	2 180	910		

注：入所者の特別な療養室料を除く。

表24 一人1日当たり特別な療養室料の金額階級別にみた利用者数

平成10年9月

	特別な療養室 利用者数 (人)	構成割合 (%)
総数	26 084	100.0
499円以下	2 624	10.1
500～ 999	6 449	24.7
1,000～1,499	6 877	26.4
1,500～1,999	2 608	10.0
2,000～2,499	3 341	12.8
2,500～2,999	673	2.6
3,000～3,499	1 710	6.6
3,500～3,999	399	1.5
4,000～4,499	451	1.7
4,500～4,999	117	0.4
5,000円以上	835	3.2
平均利用料 (円)	1 474	

2 一人当たり平均利用料

入所者一人1か月当たり利用料は65,419円、通所者では一人1日当たり910円となっている。

項目別にみると、入所者1か月当たり平均利用料は食費44,046円、おやつ代3,294円、おむつ代11,275円となっており、通所者1日当たり平均利用料は食費541円、おやつ代108円、おむつ代104円となっている。(表25、表26)

食費、おやつ代、日用生活品費、教養娯楽費をあわせた一人1日当たり費用(共通的費用)を都道府県別にみると、入所者、通所者ともに東京都、神奈川県、静岡県、京都府などで高くなっている。(表27)

表27 都道府県別一人1日当たり共通的費用

表25 一人当たり平均利用料(円)

	平成10年9月		平成9年9月	
	入所者1か月当たり平均利用料	65 419	通所者1日当たり平均利用料	910
				894

注:1) 入所者の特別な療養室料を除く。
2) 9月中の1か月間入所した者について算出したものである。

表26 主な項目別にみた一人当たり平均利用料(円)

	平成10年9月		平成9年9月	
	入所者1か月当たり平均利用料	通所者1日当たり平均利用料	入所者1か月当たり平均利用料	通所者1日当たり平均利用料
1 食費	44 046	541	43 560	533
2 おやつ代	3 294	108	3 291	108
3 日用生活品費	4 555	106	4 557	108
4 教養娯楽費	3 780	103	3 761	103
(再掲) 共通的費用(1~4)の計	55 675	858	55 170	852
5 おむつ代	11 275	104	11 801	127
6 入浴料	.	259	.	245
7 理容料(1回当たり)	1 899	.	1 845	.
8 美容料(1回当たり)	2 211	.	2 227	.
9 特別な療養室料(1日当たり)	1 474	.	1 493	.

注:1) おむつ代、通所者の入浴料、特別な療養室料は、使用した者の平均利用料である。
2) 注1)以外は、施設票の表示価格を用いている。

		平成10年9月	
		共通的費用(円)	
		入所者1日当たり	通所者1日当たり
全	国	1 856	858
北海道	青森	1 768	798
	岩手	1 709	747
	宮城	1 678	698
	秋田	1 790	828
	山形	1 594	711
	福島	1 715	760
	茨城	1 858	866
	栃木	1 940	874
	群馬	1 998	871
	千葉	1 811	831
東京都	埼玉	2 039	947
	東京	2 088	996
	神奈川	2 247	1 035
	新潟	2 157	1 072
	富山	1 674	825
	石川	1 803	792
	福井	1 785	837
	山梨	1 683	780
	長野	2 061	904
	岐阜	1 805	810
静岡県	愛知	1 979	965
	三重	2 253	1 023
	滋賀	1 994	983
	京都	2 032	956
	大阪	2 096	922
	兵庫	2 161	1 066
	奈良	2 012	1 002
	和歌山	1 924	874
	鳥取	2 136	1 013
	徳島	1 944	894
岡山県	広島	2 075	1 022
	山口	1 803	891
	徳島	1 950	844
	香川	1 822	814
	愛媛	1 779	793
	高松	1 552	729
	福岡	1 721	781
	佐賀	1 745	798
	長門	1 713	823
	熊本	1 769	797
鹿児島県	大分	1 771	787
	宮崎	1 638	744
	鹿儿岛	1 818	758
	沖縄	1 583	687
		1 580	685

3 老人保健施設療養費の状況

老人保健施設療養費の状況をみると、9月中に入所していた者の老人保健施設療養費の総額は約475億9千万円で、うち「入所者基本施設療養費」が約460億円となっている。また、通所していた者の老人保健施設療養費の総額は約74億3千万円で、そのうち「特別日帰りリハビリ（特別デイ・ケア）」が約43億円となっている。（表28、表29）

表28 入所者の老人保健施設療養費の状況

平成10年9月

	施設療養費		請求者数 (複数回答) (人)
	(千円)	施設療養費の 構成割合 (%)	
総数	47 590 521	100.0	217 304
入所者基本施設療養費 (I)	15 277 958	32.1	74 103
6か月以内	10 326 819	21.7	51 430
1年以内	2 333 587	4.9	11 120
1年超過	2 617 552	5.5	11 553
入所者基本施設療養費 (II)-(1)	8 836 666	18.6	37 848
6か月以内	6 408 072	13.5	27 917
1年以内	1 456 376	3.1	6 002
1年超過	972 218	2.0	3 929
入所者基本施設療養費 (II)-(2)	21 897 370	46.0	105 353
6か月以内	12 423 375	26.1	63 716
1年以内	3 855 501	8.1	17 824
1年超過	5 618 494	11.8	23 813
痴呆性老人加算	695 326	1.5	37 983
痴呆専門棟加算	531 235	1.1	16 695
短期入所ケア加算	219 191	0.5	21 038
外泊時施設療養費	58 452	0.1	7 633
退所時情報提供	18 407	0.0	3 681
退所時指導	32 304	0.1	7 691
退所時共同指導	81	0.0	58
退所時老人訪問看護指示	903	0.0	301
退所時在宅療養情報提供	5 263	0.0	3 508
退所前訪問指導	5 363	0.0	1 119
退所後訪問指導	3 317	0.0	789
緊急時治療管理	7 915	0.0	873
特定治療	770	0.0	172

- 注：1) 9月中の請求のあった者と施設療養費を計上している。
 2) 「入所者基本施設療養費 (II)-(1)」は、施設基準に適合していると知事に届け出た施設で、特定痴呆老人又は寝たきりの状態にある入所者に対して施設療養を行った場合に算定する。
 3) 「入所者基本施設療養費 (II)-(2)」は、施設基準に適合していると知事に届け出た施設で、(II)-(1)以外の入所者に対して施設療養を行った場合に算定する。

表29 通所者の老人保健施設療養費の状況

平成10年9月

	施設療養費 (千円)	請求者数 (複数回答) (人)
総数	7 434 618	119 295
日帰りリハビリ(デイ・ケア)	2821 568	63 914
痴呆性老人日帰りリハビリ加算(痴呆性老人デイ・ケア加算)	51 830	9 255
特別日帰りリハビリ(特別デイ・ケア)	4 329 718	54 452
痴呆性老人特別日帰りリハビリ加算(痴呆性老人特別デイ・ケア加算)	155 954	20 041
痴呆性老人夜間リハビリ(痴呆性老人ナイト・ケア)	70 478	882
特別痴呆性老人夜間リハビリ(特別痴呆性老人ナイト・ケア)	5 070	47

- 注：1) 9月中に請求のあった者と施設療養費を計上している。
 2) 特別日帰りリハビリ(特別デイ・ケア)及び痴呆性老人特別夜間リハビリ(痴呆性老人特別ナイト・ケア)とは、送迎途上における機能訓練等と併せて日帰りのリハビリ及び夜間に行うリハビリをいう。